

学 会 彙 報

2017年 4月14日 西日本教育行政学会第39回大会プログラムの発送

2017年 5月13日 『教育行政学研究』第38号の刊行

《特別企画》

今後の教員養成と大学

三山 緑 (広島経済大学)

古賀 一博 (広島大学大学院)

高瀬 淳 (岡山大学大学院)

岡本 徹 (広島修道大学)

《論説》

米国の「欠席」に関する制度的検討

— 日本の不登校問題に示唆される諸点 —

佐々木 司 (山口大学)

《研究論文》

現代モンゴル教育財政制度の構造と諸特徴

— 初等中等教育段階の財源構成を事例として —

LKHAGVA Ariunjargal (モンゴル国立教育大学)

小早川倫美 (島根大学)

「チームとしての学校」における校長のリーダーシップとマネジメント

— 中央教育審議会作業部会の審議経過を素材として —

白岩 博明 (広島工業大学)

2017年 5月13日 西日本教育行政学会第39回大会開催<四国学院大学>

<研究発表>

司会 菅井 直也 (広島文教女子大学)

柳林 信彦 (高知大学)

中国義務教育の均衡的発展政策に関する研究

李 憶南 (広島大学大学院・院生)

「チーム学校」に求められる校長のリーダーシップ

— 政策と学校現場の実態を踏まえて —

白岩 博明 (広島工業大学)

いじめ問題への長期・短期的対策と組織

西東 克介 (弘前学院大学)

1960年代アメリカフリースクール運動が与えた影響に関する一考察

岩田 弘志 (阿蘇市立一の宮小学校)

米国初等教育における科学技術人材育成の試み

— マーサ&ジョッシュ・モーリス算数エンジニアリング小学校を事例として —

市田 敏之 (皇學館大学)

カリフォルニア州における州民投票・提案58可決の意義と課題

滝沢 潤 (広島大学大学院)

米国の学校におけるLGBTQ対応

— トイレ利用問題を中心に —

佐々木 司 (山口大学)

2017年10月10日

学会ニュース第60号発行

『教育行政学研究』第39号の投稿申し込み用紙発送

2018年 2月21日

西日本教育行政学会第40回記念大会 (広島修道大学) 案内、発表申込書等発送

西日本教育行政学会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は「西日本教育行政学会」と称する。

第 2 条 本会の目的は、教育行政の研究を促進し、研究上の連絡、情報の交換、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は次の事業を行う。

1. 会員の研究物及び情報の交換
2. 研究大会の開催
3. 機関誌「教育行政学研究」の発行
4. その他の事業

第 2 章 会 員

第 4 条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、教育行政学あるいはこれに深い関係のある学問研究に従事する者で、会員の推薦を受けて本会に入会することを申し込んだ者とする。

第 5 条 会員は、本会が営む事業に参加し、機関誌上又は研究大会を通して、その研究を発表することができる。

第 6 条 会員は、会費を負担するものとし、会費は年額 6,000 円とする。

第 7 条 会員のうち、3 年以上会費の納入を怠った者は、本会から除名されることがある。

第 3 章 役 員

第 8 条 1) 本会に次の役員を置く。

会長、副会長、理事（4 名）、監査（2 名）、幹事（若干名）

なお、副会長は複数置くことができる。

- 2) 前項のほか、本会に顧問を置くことができる。

第 9 条 会長は本会を代表し、副会長との協議の上で会務を裁理する。

第 10 条 1) 理事は、会長又は副会長を助け、会務に従事する。

- 2) 幹事は、それぞれ会長及び副会長の下で会務を補佐する。

第 11 条 総会は、本会の事業及び運営に関する一般的事項を審議決定する。

第 12 条 総会は、会長が副会長及び理事との協議の上で招集するものとする。

第 13 条 1) 役員の内任期は 2 年とする。ただし、重任を妨げないものとする。

- 2) 任期途中で役員の内交代が生じた場合、その任期は前任者の残任期間とする。

第 4 章 会 計

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

第15条 予算案及び決算書は会長が副会長及び理事との協議の上でこれを作成し、文書により会員に報告し、総会において承認を得るものとする。

第16条 本会の会計年度は、毎年の総会開催日に始まり、翌年の総会前日に終わる。

第 5 章 研究大会及び研究物の交換

第17条 研究大会は、原則として、中国・四国地区及び九州地区において開催する。その開催時期と場所は、会長が副会長及び理事との協議の上で決定する。

第18条 研究物の交換に供する複写は事務局においてこれを行う。その経費は会費より支弁する。

第 6 章 機 関 誌 発 行

第19条 機関誌の編集は、編集委員会においてこれを行う。編集、編集委員会その他の刊行についての規定は別にこれを定める。

第 7 章 雑 則

第20条 本会の事業のために別に規定を定めることができる。

第21条 本会の会則及び規定の改正は、総会における実出席会員の3分の2以上の同意によって行われる。

最終改正（平成19年5月19日）

西日本教育行政学会機関誌刊行規程

1. 本会は、機関誌「教育行政学研究」を毎年 1 回刊行する。
2. 本機関誌は、本会会員の教育行政に関する研究論文を主体とし、論説・会員の研究紹介・文献紹介を掲載することがある。
3. 機関誌に研究論文を掲載しようと望む会員は、所定の執筆要領に従い学会事務局に応募するものとする。
4. 論文の掲載及び編集に関する事項は、編集委員会の会議において決定する。
編集委員会は、4 名で構成される。
編集委員の任期は 2 年とする。但し再任を妨げないものとする。
5. 編集委員会は、レフェリー制にもとづいて投稿論文を審査する。
6. 「教育行政学研究」原稿執筆要領の 2 に定める原稿規定枚数をこえる分、ならびに図表については、その印刷実費を執筆者から徴収することがある。
7. 機関誌編集事務についての通信は、「西日本教育行政学会」事務局とする。

「教育行政学研究」原稿執筆要領

1. 論文原稿は未発表のものに限る。
2. 論文原稿は、400 字詰横書原稿用紙 40 枚以内とする。
3. 原稿は横書きとし完全原稿とする。欧文の場合はタイプすること。
なお、日本語ワープロの場合は、1 ページ 45 字×38 行の 9 ページ以内とし、A 4 の用紙に打ち出した原稿と電子データの両方を提出するものとする。
4. 表や図は必要最小限において活用し、その印刷位置及び大きさは、あらかじめ執筆者が希望を表示しておくこと。
5. 日本語の表記については、特に事情のあるほかは、「常用漢字表」に準拠すること。
6. 外国人・地名に原語を用いるほかは、叙述中の外国語にはなるべく訳語をつけること。
外国語は 3 字を 2 画に計算する。
7. 外国語で Abstract (500 words 以内) を作成し、論文題目の後に挿入すること。
8. 原稿締切は毎年 12 月 15 日とする。
9. 注及び引用文献は、論文末に一括して掲げること。
引用法の例 論文の場合：著者、年号、論文名、雑誌名、巻、頁
単行本の場合：著者、年号、書名、発行所、頁

編 集 後 記

皆様のお手もとに、本学会紀要第39号をお届け致します。本号の【論説】は滝沢潤会員によるものです。カリフォルニア州における州民投票からグローバル化と公教育の言語、教育機会の保障問題等に切り込んであります。【研究論文】は、専門職大学に係る制度設計過程を検討した論文（小田茜会員）、中国における義務教育の均衡的発展政策を扱った論文（李憶南会員）、オルタナティブスクール運動の展開をフリースクール以後の継承から論究した論文（岩田弘志会員）を掲載しております。いずれも大学院生による、力のこもった論文です。

【論説】【研究論文】とも複数の委員で査読を行い、修正意見を投稿者に示した後、再提出された論文について最終の判断を致しました。執筆者はいずれも、修正期間が短いなかであってとても誠実に対応されました。今後の研究の進展が楽しみです。なお、李憶南会員の論文は、若手研究者養成を目的とした研究助成事業（西日本教育行政学会研究助成金）によるものです。昨年は、本事業への応募がなく、それによる研究成果をまとめた論文を掲載することができませんでした。このたびは意欲的な論文を掲載することができました。今後も、若手を含む会員の皆様からの、研究論文、論説、資料紹介等へのご投稿をお待ちしております。

なお、本編集委員会はこれで2年の業務を終えることとなります。編集・発行に際してご尽力を賜りました皆様に、この場を借りてお礼申し上げます。

編集委員長 佐々木 司

【『教育行政学研究』編集委員会】

委員長 佐々木 司（山口大学）

委員 高瀬 淳（岡山大学）

委員 滝沢 潤（広島大学）

委員 柳林 信彦（高知大学）

教育行政学研究

印刷 平成30年5月26日

発行 平成30年5月26日

発行者 西日本教育行政学会
〒870-1192 大分市大字旦野原700番地
大分大学教育学部
住岡敏弘研究室内

TEL 097-554-7506

FAX 097-554-7514

印刷所 グランド印刷株式会社
〒770-0941 徳島市万代町6丁目20-15
TEL：088-622-8448

Studies on Educational Administration

Special Paper

- Jun TAKIZAWA : Globalization and Language in Public Education
— A Suggestion from the Passage of Proposition 58 in California —

Articles

- Akane ODA : An Examination of a Process of a Systematic Design of
“Universities of Applied Sciences” — Focusing on the
Process of Discussions, an Institutionalization of a Standard
for Establishing and the Present Situation about an
Application —

- Yuinan LI : Study on Balanced Development of Compulsory Education
Policy — Focusing on Actual Situation Analysis in
Jiangsu Province —

- Hiroshi IWATA : A Study on Deployment of Alternative-School Movement
— Focusing on Influence of Free-School Movement in
America of the 1960s —
-

No.39 May 2018

edited by

Nishi Nippon Society for Educational Administration Research